

発達障害者の増加について

数校の大学教員生活の中で、発達障害による「合理的配慮」で

「資料を提示する等」を希望する学生が増えてきたと感じる。実際に、文科省の調査では、通常学級に在籍する小中学生の中で発達障害の可能性のある児童生徒の割合は、2002年は6.3%、22年は8.8%に増加した。

同様に、数年前のことだが、優秀な成績で大学を卒業し就労したものの、就労数年後に発達障害により退職し、障害者手帳を取得し、障害者枠で再就職し

た者がいるこの話を聞いたことがある。

発達障害者支援法(05年施行)によると、「発達障害とは、自閉症、アスペルガー症候群、その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠陥多動性障害、その他これに類する脳機能の障害であつてその症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるものをいう」と

されている。学習障害は読み書き計算の障害だから、比較的つまづきが分かりやすい。注意欠如・多動性障害(米国の診断基準DSM-5では注意欠如)

埼玉学園大学 安崎 文子 人間学部 教授



は、年齢に不釣り合いな注意力・衝動性・多動性を特徴とし、発現年齢を12歳以下としている。DSM-5では、17歳を超えた成人期での診断基準も示され、注意欠如・多動性障害の有病率の増加の理由の一つとも考えられる。自閉症、アスペルガー症候群、その他特定不能の広汎性発達障害は、上記のDSM-5から「連続体・スペクトラム」としての自閉スペクトラム症となった。そもそも発達障害支援法も、成人の注意欠如・多動性障害の診断基準等も、障害

の周知や支援の拡大を目指したとも考えられ、発達障害者数の増加は、さまざまな意見はあるが考えてみれば想定内のことでもある。

考えさせられる点は、あえて会社を退職し、障害者枠で再就職した前述の卒業生のように、会社に居続けることに苦痛を感じた生真面目で不器用な者に対する配慮についてである。不必要に追い詰め、レットルの貼りすぎるこのないようにした。気分障害や適応障害による休職している者を対象とする職場復帰プログラム「リワークプログラム」を利用する者のうち、職場不適応などの適応障害を呈する例の約2・3割に発達障害

今後、発達障害が周知され、苦手なことと得意なことが広く一般に理解されることで、発達障害者のできる仕事が拡大し、発達障害者と共に働く者が一方的に不利益を被る感じることが減少することを私は願っています。

あんざき・ふみこ 1957年生まれ。東北大学大学院医学系研究科博士後期課程修了。博士(障害科学)。公認心理師・言語聴覚士。大和大学保健医療学部教授を経て、2021年4月より現職。東京都市大学客員教授併任。専門は神経心理学・障害児者心理学。主な著書「手を動かして学ぶ神経心理学」(部分単著、朝倉書店)など。

橋・福島、2017)。
障害の認定を希望する者もいない者もいる。障害についての価値観はだいぶ改善されてはきたと思われるが、喜んで受け入れる者はまだ多くはないだろう。障害者差別・いじめの理由の一つに「互恵性規範」がある。障害者は能力が制限されており、こちらの協力に対する返報が見合わない、というものである。しかし、障害者福祉といふ多くの雇用も生まれ経済は循環している。社会は互助性をもって成り立っているのである。